

家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第1条 総則

1. 譲渡者：(以下「甲」という。)及び譲受者(以下「乙」という。)は、日本国の法令を遵守して、信義を守り、和牛(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の牛をいう。)に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵(以下「精液等」という。)の譲渡契約については、同契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
2. 乙は、甲と精液等の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

第2条 国外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された精液等を、日本国外で利用してはならず、また、国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産(国内における繁殖用牛又は肥育用牛の生産の用に供する家畜受精卵の生産を含む。)以外の目的(種牛改良への利用を含み、これに限らない。)のために利用してはならない。

第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された精液等について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないよう適切に管理しなくてはならない。
2. 乙は、甲から譲渡された精液等について、甲の定める方法において、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡に関する事項を記録し、甲が求める場合には、当該記録を甲に報告しなければならない。

第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。
2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。
3. 乙は、甲から譲渡された精液等の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該精液等の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該精液等について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

第5条 精液等の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した精液等の返還を求めることができる。
2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された精液等のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。ただし、乙が第4条第1項に違反していない場合には、譲渡をしたものの返還は要しない。

第6条 違約金

乙は、第2条又は第4条第1項に違反した場合には、甲に対し、違約金として金1,000万円を支払わなくてはならない。